

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休息日である
日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
- 保険薬剤師の登録()
- 公共測量の実施(管理課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
繩田医院分院	鳥取市宮谷一七九―二	平成十年一月六日
佐々木齒科医院	米子市祇園町二丁目二〇	〃
芹田齒科	境港市明治町六七	〃
隅田齒科医院	米子市錦町二丁目二二	平成十年一月八日
門脇産婦人科	倉吉市瀬崎町二七三八	平成十年一月十一日
調剤薬局大村	鳥取市片原二丁目一〇―二	平成十年一月五日
有限会社こやま薬局西支店	鳥取市湖山町四一三七―四	〃

鳥取県告示第二十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
吉川 恭子	鳥薬一〇五六	平成九年十二月二十二日

鳥取県告示第二十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項に規定に基づき、福部村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（福部村公共下水道事業平面図作成 縮尺五百分の一）
- 二 作業期間 平成九年十二月二十五日から平成十年二月二日まで
- 三 作業地域 岩美郡福部村大字湯山地内

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成十年一月二十日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

申請者	氏名又は名称	株式会社三星
	住所	名古屋市西区中小田井四丁目396
	法人にあってはその代表者の氏名	柏木 嘉津也

遊技機の種類	遊技機の区分	型式	製造者	検定番号	有効期間
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CRギヤルス10	株式会社三星	700304	平成10年1月20日から3年間
〃	〃	CRギヤルス8	〃	700294	〃

申請者	氏名又は名称	株式会社オリソピア			
	住所	東京都台東区東上野二丁目11-7			
	法人にあってはその代表者の氏名	石原 昌幸			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式	製造者	検定番号	有効期間
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	ピーキックスラ	株式会社オリソピア	740307	平成10年1月20日から3年間